

令和4年度

周南市農業委員会事業報告書

周南市農業委員会

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、

農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、

食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、

農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、

認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、

暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

(2016年5月26日開催「平成28年度全国農業委員会会長大会」において制定)

目 次

1	組織運営	5
(1)	総会の開催	5
(2)	委員全員協議会の開催	6
(3)	幹事会の開催	6
(4)	農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の開催	7
2	農業委員・農地利用最適化推進委員	7
(1)	農業委員	7
(2)	農地利用最適化推進委員	7
3	事務局体制	7
4	活動実績	8
(1)	農地等の利用の最適化を推進する活動	8
(2)	農地法等関係活動	9
(3)	組織活動	18
(4)	研修活動	26
(5)	情報提供活動	27
(6)	日常活動	29
(7)	その他の活動	29
5	まとめ	31
(1)	非農地扱いとした土地等の非農地判断の遅れ等	31
(2)	最適化活動の具体化と見える化	31
(3)	規則・規程・要綱・要領の整備が完了	31
(4)	次期の農業委員及び推進委員の候補者の募集が終了	32
(5)	令和5年度へ向けて	32
6	年間活動実績表	33
資 料 編		35
1	総会の議事	36
表 1	議案の個別件数	36
表 2	報告の個別件数	38
2	農地法等に基づく処理状況等	40
表 3	農地法第3条第1項の規定による許可	40
表 4	買受適格証明書交付者の農地法第3条第1項の規定による許可	40

表 5	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理.....	40
表 6	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可	41
表 7	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理.....	41
表 8	農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び農地法施行規則第 29 条の規定による届出の受理	41
表 9	農地法施行規則第 29 条の制限例外の内訳	42
表 10	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可	42
表 11	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更承認	42
表 12	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分の取消	43
表 13	農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出の受理.....	43
表 14	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理.....	43
表 15	農地法第 5 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 53 条の規定による届出の受理	44
表 16	農地法施行規則第 53 条の転用制限例外の内訳.....	44
表 17	農地法第 6 条第 1 項の規定による報告の受理.....	44
第 18	農地改良届出の受理.....	45
第 19	非農地判断に係る非農地通知書の交付	45
第 20	相続税の納税の猶予に関する適格者証明	45
表 21	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会に対する回答...45	
第 22	民事執行法による売却に伴う農地等の現況に係る照会に対する回答...45	
表 23	現況が農地でないことの証明.....	46
表 24	農用地利用集積計画（案）の決定	46
表 25	農用地利用配分計画の認可の通知の受理	46
表 26	農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取...47	
3	用途別転用の状況	48
表 27	農地法第 4 条の規定による用途別転用の状況.....	48
表 28	農地法第 5 条の規定による用途別転用の状況.....	48
表 29	許可による用途別転用の状況（総会で議決）	49
表 30	届出等による用途別転用の状況（総会で報告）	49
4	常設審議委員会の意見聴取.....	50
表 31	農地法第 4 条の規定による意見聴取事案	50
表 32	農地法第 4 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況	50
表 33	農地法第 5 条の規定による意見聴取事案	51
表 34	農地法第 5 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況	51

5	農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況	52
表 35	農業委員の活動	52
表 36	農地利用最適化推進委員の活動	54

令和4年度周南市農業委員会事業報告

本市の農業及び農業者の公的代表機関である周南市農業委員会（以下「委員会」という。）は、委員会の委員（以下「農業委員」という。）、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び委員会の権限に属する事務を補助執行する委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員の協働体「チーム農業委員会」として、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するため諸対策を推進するとともに、農業委員会等に関する法律、農地法、中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、独立行政法人農業者年金基金法その他関係法令に基づく事務を適正に執行し、本市の農業の振興と基本的な農業施策を確立するため、次のとおり、事業を展開した。

1 組織運営

(1) 総会の開催

ア 定例総会の開催

定例総会を開催し、農地法第3条（農地等の権利移動）、同法第4条（農地の転用）及び同法第5条（農地等の転用のための権利移動）の許可申請、下限面積要件における別段の面積の設定、農用地利用集積計画（案）の決定、農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取、推進委員の辞任の同意・委嘱の決定、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和4年度最適化活動（農地等の利用の最適化の推進に係る活動をいう。以下同じ。）の目標の設定等、規則・規程の改正、令和4年度事業計画の策定、令和3年度事業報告の承認等について審議した。

また、相続等による権利取得、市街化区域内にある農地の転用・転用のための権利取得、転用・権利取得の制限の例外等の届出の受理、農地所有適格法人の報告の受理、納税猶予の適格者証明、納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会への回答、非農地判断（農地に該当するか否かの判断をいう。以下同じ。）の結果、現況が農地でないことの証明、農地賃借料情報等について報告した。

定例総会の開催日、出席者人数及び議事件数は、次にとおりである。

会議名	開催日	出席者等（人）				議事	
		農業委員	事務局職員	関係部署職員	傍聴人	議案（件）	報告（件）
令和4年第4回総会	令和4年4月11日	17	5	5		8	9
第5回総会	5月10日	17	4			3	8
第6回総会	6月10日	14	3	2		5	9
第7回総会	7月11日	17	3			1	8
第8回総会	8月10日	16	3			5	6
第9回総会	9月12日	15	3	2		5	3
第10回総会	10月11日	16	3			2	8
第11回総会	11月10日	17	3			6	5
第12回総会	12月9日	16	3	2		6	6
令和5年第1回総会	令和5年1月10日	15	2			2	5
第2回総会	2月10日	15	3	2		5	5
第3回総会	3月10日	18	3	2		10	5
合計		193	38	15		58	77

（注）継続審議の議案は、議案件数に加え、（ ）内に内数として計上する。

（2） 委員全員協議会の開催

定例総会後に委員全員協議会を開催した。

委員会の運営についての協議・調整、農業委員への報告・連絡、委員間での意見交換を行った。

総会は、厳粛に議事を進行する場であるのに対して、委員全員協議会は、農業委員同士が自由に意見を述べ合える場、日常活動での疑問点、課題などを水平展開する場とした。

なお、推進委員との情報共有を図るため、配付した資料等は、定例総会の議案とともに推進委員に送付した。

（3） 幹事会の開催

次のとおり、幹事会を開催し、議事運営に関する事項等を協議した。

会議名	開催日	主な協議内容
令和4年第2回幹事会	令和4年5月10日	・地区説明会での意見等 ・委員全員協議会の進め方
第3回幹事会	6月24日	・農業振興地域整備計画の変更の進め方
第4回幹事会	9月12日	・改選後（令和5年7月24日～）の農業委員、推進委員の定数 ・利用権

令和5年 第1回幹事会	令和5年 3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員、推進委員の公募状況 ・違反転用者等に対する命令の内容の一部を改正すること
----------------	---------------	---

(4) 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の開催

推進委員の辞任に伴い欠員となった担当区域の推進委員を委嘱するに当たり、推進委員候補者の推薦を受けた者又は推進委員候補者の募集に応じた者の評価を行うため、次のとおり、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催した。

開催日	担当区域	推薦を受けた者又は募集に応じた者の数(人)
令和4年7月22日	第28区 鹿野1	1

2 農業委員・農地利用最適化推進委員

(令和5年3月31日現在)

(1) 農業委員

18人(1人欠員)

うち認定農業者等10人、女性3人、40代以下1人、中立委員1人、1期目の者2人、通算2期目の者5人、通算3期目の者3人、通算4期目の者1人、通算5期目の者4人、通算8期目の者2人、通算10期目の者1人、推進委員であった者1人、旧制度の農業委員であった者11人

(2) 農地利用最適化推進委員

32人

うち認定農業者等3人、女性2人、40代以下1人、1期目の者13人、2期目の者19人、旧制度の農業委員であった者3人

3 事務局体制

(令和5年3月31日現在)

8人

職員構成：事務局長(部次長)1人、事務局次長(課長・再任用職員)1人、事務局次長補佐(課長補佐)1人、主査2人、会計年度任用職員(パートタイム)3人

4 活動実績

(1) 農地等の利用の最適化を推進する活動

ア 最適化活動の実行

周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（平成30年2月9日策定、令和3年6月10日変更）を基本に、6月総会で議決・決定した「令和4年度最適化活動の目標の設定等」に掲げた令和4年度の最適化活動の成果目標（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に係る目標をいう。以下同じ。）及び活動目標（推進委員等（推進委員及び最適化活動を行う農業委員をいう。以下同じ。）が最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標をいう。）（以下これらを「最適化活動の目標」という。）の達成に向け、最適化活動に取り組んだ。

イ 「人・農地プランの実質化」の推進

本市の人・農地プランについては、21地区の“実質化”が完了している。

令和4年度、5地区において中心経営体の異動があり、該当する地区では農業委員及び推進委員（以下「委員等」という。）も出席した「人・農地プラン地区座談会」が開催され、そのプロセスで得られた意見が取りまとめられた。

プラン名	開催日	見直し内容等
八代	1月31日	座談会等意見に基づく見直し（担い手の異動等）
長穂	2月12日	座談会等意見に基づく見直し（担い手の異動等）
苜地		
須々万		
須金・金峰	2月27日	座談会等意見に基づく見直し（担い手の異動等）

座談会で、将来方針の変更がなされたので、周南市人・農地プラン見直し案（須々万、須金・金峰、長穂、苜地、八代）を3月29日開催の周南市人・農地プラン検討会に諮って地域農業の将来方針の変更を決定した。

なお、令和5年3月31日現在の人・農地プランの見直しの状況は、次のとおりである。

区分	地区の数
既に実質化済み	21地区
見直しなし（今後実質化について検討）	3地区
計	24地区

(2) 農地法等関係活動

ア 農地法関係活動

(ア) 農地転用許可事務等の適正執行

農地法第3条（農地等の権利移動）、同法第4条（農地の転用）又は同法第5条（農地等の転用のための権利移動）に規定する許可については、申請書が提出されたら事務局と地区担当の委員等で書類審査及び現地調査を行い、必要に応じて申請書等の補正を求め、申請書受理後、議案として総会に提出・審議し、許可を決定の上、原則、総会を開催した日付で許可処分をし、都市計画法で定める開発行為の許可など一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可処分をした。

常設審議委員会の意見聴取事案については、総会では許可相当と決定し、常設審議委員会での審議後に、原則、審議があった日付で許可処分をし、前述と同様に一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可処分をした。

届出を要する相続等による権利取得、市街化区域内にある農地の転用、転用制限の例外、権利移動制限の例外などの届出は、事務局で書類審査等を行い、受理したことを総会で報告した。

なお、農地法第3条第1項の規定による許可申請において、全部効率利用要件を満たしていないことから、農地等の権利移動を不許可とした事案が1件あった。

(イ) 太陽光発電設備に係る農地転用の指導徹底

委員会では、農地を転用し、太陽光発電設備を設置される方に遵守していただきたい事項をまとめた「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」（令和3年7月作成。以下「注意事項」という。）を市ホームページに掲載するとともに、窓口へも備え付けた。

また、窓口に来られた事業者へは、別途作成した「太陽光発電設備に係る農地転用を検討されている皆様へ」を直接配付し、周辺への配慮の重要性を強調し、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）及び太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）も例示した上で、周辺の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々への計画の事前説明を十分された後に農地転用申請をされるようお願いした。

なお、令和5年3月には、注意事項を一部改正し、フェンスは、道路や水路の管理上必要な距離、又は営農条件に支障を及ぼすおそれがない距離を確保して設置するよう補足した。

(ウ) 常設審議委員会（山口県農業会議）の意見聴取等

委員会の許可を要する面積 30 アールを超える農地の転用、農用地区域内農地の転用、甲種農地の転用、第1種農地の転用、営農型太陽光発電施設その他農業委員会が必要と認める事案について、意見聴取事案として常設審議委員会に提出し、審議を求めた。

なお、意見聴取事案以外の許可を要する転用事案については、参考として資料提供した。

(エ) 農地転用許可後の転用事業の進捗管理

農地転用許可を受けた転用事業者者に農地転用許可済標識を貸与し、許可を得て転用していることが明確に分かるよう、許可を受けた土地に設置し、許可のあった事業計画に従って転用が達成するまで掲示してもらった。

転用事業者は、工事が完成するまでの間、事業の進捗状況を委員会に報告するとともに、転用事業が完了したときは委員会に報告してもらった。

地区担当の委員等は、転用事業者の報告を現地確認するほか、適宜現地を確認し、その結果を事務局に報告した。

事務局は、転用事業の進捗状況を把握し、事業計画どおりに事業が行われていなければ、事業実施の指導・勧告などを行うこととした。

(オ) 下限面積要件における別段の面積の廃止

下限面積要件に係る別段の面積を、大字大島、大字給島及び大字大津島は10アール、それ以外の区域は30アールに、また、登録空き家に付随した農地は0.01アール（1平方メートル）に設定し、令和4年4月1日から施行することで、令和4年3月25日に公示していたが、令和5年4月1日施行の農地法の一部改正に伴い、令和5年3月31日限りで下限面積要件は撤廃されることになったため、下限面積要件に係る別段の面積を廃止し、公示した。

(カ) 登録空き家に付随した農地の取得に係る下限面積要件の緩和措置

令和4年4月1日から施行した周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱の規定により、周南市空き家情報バンク制度要綱に基づく空き家情報バンクに登録された空き家に付随した農地のうち1筆ごとに委員会が指定した農地を一つの区域とみなし、下限面積（別段の面積）を0.01アール（1平方メートル）とした。

下限面積要件の撤廃に伴い、この緩和措置は廃止となり周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱も廃止した。

令和4年度の登録空き家に付随した農地の指定、農地の取得及び指定の

解除の状況は、次のとおりである。

指定した農地	指定した月	農地を取得した月	指定を解除した月
畑 2筆 1,891.00 m ²	8月	8月	8月
畑 1筆 671.00 m ²	9月	取得なし	3月

(キ) 農地所有適格法人の要件確認等

農地所有適格法人から徴収した法人要件の報告について、事務局で審査を行い、要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件）を満たしていることを確認の上、受理したことを総会で報告した。

(ク) 農地パトロール（利用状況調査）の実施

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならないとされており、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、無断・違反転用の発生防止・早期発見の効率的・効果的な実施の観点から農地パトロール（利用状況調査）として実施した。

実施の前に、農業委員と推進委員の連携強化の観点及び地域の特徴に合わせた内容となるよう、両委員の合同出席とし、次のとおり、市域を5ブロックに分け、7月8日から19日にかけて説明会を開催した。

開催日	会場	地区（推進委員の担当区域）
7月8日	ゆめプラザ熊毛	熊毛地区（八代、高水、呼坂、大河内、安田、小松原）
7月12日	市役所本庁	南部地区（大津島、徳山、久米、櫛浜、四熊東、四熊西、下上、菊川、富田）
7月14日	夜市市民センター	西部地区（夜市、戸田、湯野、高瀬、米光）
7月15日	コアプラザかの	鹿野地区（鹿野1、鹿野2、鹿野3、鹿野4、鹿野5）
7月19日	長穂市民センター	徳山北部地区（大向、大道理、長穂、須々万、中須南、中須北、須金）

説明会では、利用状況調査の説明に加え、話し合い・情報交換を行った。

なお、熊毛地区及び徳山北部地区では、地方独立行政法人・山口県産業技術センター等が行う衛星データを利用した農地の現地確認効率化システムの実証へ協力するため、同センターの担当者からの説明があった。

また、鹿野地区では、農地中間管理機構（やまぐち農林振興公社）の担当者も参加していただき農地中間管理事業の説明を受けた。

農地パトロール（利用状況調査）は、8月に実施し、調査対象農地、約33,000筆、2,900ヘクタールを現地調査し、調査表により①1号遊休農地（緑：草刈り等で解消）、②1号遊休農地（黄：基盤整備が必要）、③2号

遊休農地（利用の程度が著しく劣っている）、④第 33 条第 1 項（耕作者が不在又は不在となる恐れのある農地）、⑤再生利用が困難な農地、⑥耕作中（1 年以内に収穫）、⑦自己保全（維持管理中）に区分し、さらに遊休農地等（①～③、⑤）の現況（遊休化した理由）及び遊休農地等の発生場所を区分した。

令和 4 年度の農地利用状況調査の結果は、次のとおりである。

区分	田		畑		樹園地		計	
	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
① 1 号遊休農地（緑）	1,081	1,047,441.37	538	235,581.52	8	6,703.00	1,627	1,289,725.89
② 1 号遊休農地（黄）								
③ 2 号遊休農地								
④第33条第 1 項								
⑤再生利用が困難	164	137,308.50	142	49,022.23	8	5,867.00	314	192,197.73
⑥耕作中	11,198	14,344,241.95	5,183	2,359,031.91	304	426,562.94	16,685	17,129,836.80
⑦自己保全	3,964	3,455,533.51	2,521	986,545.53	22	23,299.85	6,507	4,465,378.89
不明等	4,772	4,128,730.67	3,706	1,320,267.81	23	39,967.21	8,501	5,488,965.69
調査対象の合計	21,179	23,113,256.00	12,090	4,950,449.00	365	502,400.00	33,634	28,566,105.00

（注）調査対象の合計は、調査開始時点での数値。調査後の転用や現況地目の変更があるため、年度末の遊休・荒廃農地面積とは一致しない。

（ケ） 利用意向調査の実施

農地パトロール（利用状況調査）の結果、1 号遊休農地（緑）、1 号遊休農地（黄）又は 2 号遊休農地とされた農地の所有者には事務局から「利用意向調査書」等を返信用封筒とともに郵送（3 月 15 日に発送）し、5 つの選択肢（①農地中間管理事業を利用、②自ら所有権の移転・賃借権の設定、③自ら耕作、④①～③以外の農業上の利用、⑤農業上の利用を行う意思がない）から選択した農地利用の意向を「農地における利用の意向について（回答書）」に記入してもらい回収した（回答期限は 3 月 31 日）。

令和 4 年度の利用意向調査の結果は、次のとおりである。

区分	田		畑		樹園地		計	
	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
①農地中間管理事業を利用	112	121,020.46	40	13,980.92	1	198.00	153	135,199.38
②自ら所有権の移転、賃借権の設定	15	13,645.00	5	2,412.00			20	16,057.00
③自ら耕作	68	66,276.81	58	28,554.00	1	2,153.00	127	96,983.81
④①～③以外の農業上の利用	29	28,050.33	8	4,477.00			37	32,527.33
⑤農業上の利用を行う意思がない	81	70,932.11	46	19,229.91	1	618.00	128	90,780.02
その他の回答								
回答なし	978	926,102.29	490	217,561.17	6	1,517,899.00	1,474	2,661,562.46
調査対象の合計	1,283	1,226,027.00	647	286,215.00	9	1,520,868.00	1,939	3,033,110.00

(注) 調査対象の合計は、調査開始時点での数値。利用状況調査後に転用や現況地目の変更があるため、利用状況調査の①～③の合計とは一致しない。

(コ) 非農地判断の実施

農地パトロール（利用状況調査）により、再生利用が困難な農地とされた土地について、事務局の事前調査を経て、土地所有者に事前通知書を送付した上で、委員等3人以上と事務局で現地調査をし、非農地判断を行ったが、一部には実施できず、令和5年度に繰り越したものがあつた。

なお、土地の所有者への非農地通知書の交付、山口県、周南市、山口地方法務局周南支局等への非農地通知一覧表による通知及び総会での非農地判断の結果の報告は、令和5年度に回つた。

令和4年度の非農地判断の実施及びその結果は、次のとおりである。

区分		非農地判断の実施		非農地判断の結果			
				農地		非農地	
		筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)	筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)	筆数 (筆)	登記簿面積 (㎡)
登記簿 地目	田	154	125,178.61	43	41,442.00	111	83,736.61
	畑	97	34,272.30	15	4,353.00	82	29,919.30
	その他	1	13.00			1	13.00
計		252	159,463.91	58	45,795.00	194	113,668.91

(サ) 非農地扱いとした土地等の非農地判断等

令和4年度より、過去に国の示す非農地判断の手続（事前通知、委員等の3人以上での現地調査・非農地判断、非農地通知書の交付及び非農地通知一覧表の作成・通知）を経ずに非農地扱いとした土地等について、改めて国の示す非農地判断の手続となるよう、補完する処理を行うこととしていたが、現地調査に替える航空写真が準備できず、非農地判断が開始できなかった。

(シ) 無断・違反転用の早期発見及び是正指導の強化

農地パトロール（利用状況調査）及び日常活動としての農地パトロールで無断・違反転用を早期発見し、是正指導を行った。

違反転用の発見後、違反転用の当事者に顛末書の提出を求め、総会に諮って追認許可をすることが多いが、行政指導に応じない事案が1件あった。

この事案では、9月総会に諮って是正方針を決定し、違反転用者等には是正指導を行ったが、従わなかったため、11月総会に諮って是正指導の内容を決定し、あわせて是正措置を勧告することを議決し、勧告したが、従わなかったため、2月総会に諮って命令の内容を決定し、原状回復等の措置を講ずることを命令した。

なお、この事案の原状回復等の措置の履行期限は、命令書を受領後3か月となっているため、次の展開は、令和5年度に入る。

(ス) 農地の賃貸料情報の提供

令和4年分として、令和4年1月から令和4年12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料（調査対象賃貸借件数439件）を集計し、その平均値を求めた10アール当たりの賃借料水準（平均額）を2月10日に公表した。

(セ) 農地台帳の整備・管理

農地台帳は農業委員会サポートシステムに情報化され、委員会が所管する各種申請、諸証明など業務全般の基本となっており、また、交付金事業の対象となっていることから、定期的に整備・補完するとともに適正に管理した。

令和5年3月31日現在の農地台帳における分類別の筆数及び面積は、次のとおりである。

区分		筆数 (筆)	面積 (㎡)
農地	田	25,824	26,346,358.51
	畑	15,407	6,136,330.48
	樹園地	401	528,419.79
	計	41,632	33,011,108.78
採草放牧地		68	350,014.00
農業用施設		263	44,863.29
非農地		68,432	31,619,995.12
計		110,395	65,025,981.19

(ソ) 農地改良の届出

農地の盛土又は掘削により農地を改良する場合、水田の埋立てにより畑地を造成する場合その他の農地の改良をする場合の届出があったので、受理したことを総会で報告した。

(タ) 土地の現況等についての照会に対する回答

山口地方裁判所周南支部より民事執行法による農地等の売却に伴い、登記簿上の地目が農地等である土地の現況等について照会があったので、事務局の事前調査を経て、委員等3人以上と事務局での現地調査により非農地判断及び現況確認を行い、その結果を回答し、その旨を総会で報告した。

なお、法務局の登記官、弁護士会等からの照会はなかった。

(チ) 農地等の買受適格証明

民事執行法の規定による競売又は国税徴収法の規定による公売（以下「競売等」という。）に付された農地法第3条又は同法第5条に規定する許可を要する農地等についての買受適格証明は、買受適格証明願いにより、事務局と地区担当の農業委員で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出し審議・決定の上、農地等の買受人となった場合は許可が得られるものであることを証明するものであるが、買取適格証明願いはなかった。

なお、買受適格証明書を交付した者が落札し、正式に許可申請があった場合は、事務局で提出書類を確認し、買受適格証明書交付時と事情が同一のときには総会の議決は経ずに許可し、その旨を総会で報告することになっているが、該当するものが1件あった。

また、競売等に付された農地法第5条第1項第7号に規定する届出を要する市街化区域内にある農地等についての買受適格証明は、買受適格証明願いにより、事務局で書類審査を行い、農地等の買受人となった場合は届出受理が得られるものであることを証明し、その旨を総会で報告することになっているが、買受適格証明願いはなかった。

(ツ) 現況が農地でないことの証明等

非農地証明願いにより、事務局の事前調査を経て、委員等3人以上と事務局での現地調査により非農地判断を行い、その結果、農地に該当しないと決定したのものには非農地証明書を交付し、農地に該当すると決定したのものには非農地証明が適当でないと認め非農地証明願返戻通知書により通知し、その旨を総会で報告した。

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動

(ア) 農用地利用配分計画の認可の通知受理

山口県知事より農地中間管理機構の農用地利用配分計画を認可した旨の通知があったのでこれを受理した。(6月、9月、12月、2月)

ウ 農業経営基盤強化促進法関係活動

(ア) 利用権設定事務

農地パトロール(利用状況調査)の説明会と同様に、農業委員と推進委員の合同で、次のとおり、市域を5ブロックに分け、10月19日から27日にかけて説明会を開催した。

開催日	会場	地区(推進委員の担当区域)
10月19日	コアプラザかの	鹿野地区(鹿野1, 鹿野2, 鹿野3, 鹿野4, 鹿野5)
10月21日	長穂市民センター	徳山北部地区(大向, 大道理, 長穂, 須々万, 中須南, 中須北, 須金)
10月24日	ソレーネ周南	西部地区(夜市, 戸田, 湯野, 高瀬, 米光)
10月26日	ゆめプラザ熊毛	熊毛地区(八代, 高水, 呼坂, 大河内, 安田, 小松原)
10月27日	市役所本庁	南部地区(大津島, 徳山, 久米, 櫛浜, 四熊東, 四熊西, 下上, 菊川, 富田)

なお、熊毛地区及び徳山北部地区では、地方独立行政法人・山口県産業技術センター等が行った衛星データを利用した農地の現地確認効率化システムの実証実験について、同センターの担当者からの説明があった。

推進委員は地域の窓口となり、貸し借りの仲介を行い、貸し手、借り手の意向確認をして「農業経営基盤強化促進事業利用権設定申出書」を作成し提出した。

更新分申出書の提出締切は1月10日、新規分申出書の提出締切は年4回、1月・4月・7月・10月の末日であった。

本市では、この農業委員会等による農地利用調整の結果をとりまとめて、農用地利用集積計画(案)を作成された。

令和4年度に手続があった更新・新規別の申出件数は、次のとおりである。

区分	更新	新規	合計
申出件数(件)	195	185	380

また、令和4年度の更新・新規の手続を含む令和5年4月1日現在の利

用権設定の状況は、次のとおりである。

区分	筆数 (筆)	面積 (㎡)
田	3,417	5,465,050.15
畑	227	230,445.08
樹園地	16	50,928.00
計	3,660	5,746,423.23

(イ) 農用地利用集積計画の決定

周南市長より決定を求められた農用地利用集積計画（案）について、総会で審議し決定した。（6月、9月、12月、3月総会）

エ 農業振興地域の整備に関する法律関係活動

(ア) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取

周南市長より意見を求められた農業振興地域整備計画の変更について、3月総会で審議した結果、特に意見がなく承認することを決定し、周南市長に回答した。

なお、今回の変更は、全体見直しをするもので、6月開催の第3回幹事会及び7月開催の委員全員協議会で、農林課から進め方についての説明を受け、その後11月10日現在での素案が示され、委員等へ意見の提出を求めた後、2月10日に市長から諮問があり、同日開催の委員全員協議会で、それまでに示された素案からの変更点について農林課から説明があった。

(イ) 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取

周南市長より意見を求められた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更については、事務局と地区担当の農業委員で現地調査を行い、総会で審議し、意見を周南市長に回答することになっているが、令和4年度中は、農業振興地域整備計画の全面見直し作業のため、農用地区域からの除外・用途変更などの随時の申し出の受付を一時中断したので、農用地利用計画の変更に係る意見聴取はなかった。

オ 租税特別措置法関係活動

(ア) 納税猶予に関する適格者証明

贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項に規定）に関する適格者証明願いはなかった。

相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6第1項に規定）に関する

適格者証明願いがあったので、事務局と地区担当の農業委員で書類審査及び現地調査を行い、適格者であることを証明し、その旨を総会で報告した。

なお、周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正し、令和5年1月以降は、納税猶予に関する適格者証明は、総会での議決事項としたが、1月以降に適格者証明願いはなかった。

(イ) 納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答

贈与税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての照会はなかった。

相続税の納税猶予の特例を受けている農地等の利用状況等についての照会に対し、事務局の事前調査を経て、委員等3人以上と事務局での現地調査により非農地判断及び現況確認を行い、その結果を回答し、その旨を総会で報告した。

(3) 組織活動

ア 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見について、委員等に意見案の提出を求め、次のとおり、要望意見項目を取りまとめ、「令和5年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見」として調製の上、11月総会で審議・決定し、11月16日に周南市長に「意見書」を提出した。

周南市長からは、令和4年12月9日付け文書により回答があった。

要望意見項目	
1	担い手への農地利用の集積・集約化
	(1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援
	(2) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実
2	遊休農地の発生防止・解消
	(1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援
	(2) 担い手の発掘、担い手への直接支援
	(3) 鳥獣被害防止対策の推進
3	新規参入の促進
	(1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の推進
4	その他
	(1) 太陽光発電施設の設置と地域コミュニティの受容性との調和
	(2) 相続登記の申請が義務化されることの周知

(3) 全推進委員等へタブレット端末を導入
(4) 「農業委員会だより」の発行

イ 最適化活動の目標の設定等及び点検・評価の説明会等を開催

(ア) 4月に地区別説明会を開催

令和4年度から、国の最適化活動の推進等に関わる取組により、委員等の業務活動が大きく変わることから、委員等が共通認識を持った上で業務に取り組んでいただくよう、次のとおり、地区別説明会を開催した。

開催日	会場	地区（推進委員の担当区域）
4月12日 午前	市役所本庁	南部地区（大津島、徳山、久米、櫛浜、四熊東、四熊西、下上、菊川、富田）
4月12日 午後	夜市市民センター	西部地区（夜市、戸田、湯野、高瀬、米光）
4月14日	コアプラザかの	鹿野地区（鹿野1、鹿野2、鹿野3、鹿野4、鹿野5）
4月15日	長穂市民センター	徳山北部地区（大向、大道理、長穂、須々万、中須南、中須北、須金）
4月18日	ゆめプラザ熊毛	熊毛地区（八代、高水、呼坂、大河内、安田、小松原）

説明会では、全国農業会議所から配信された説明動画を視聴した後、農業委員会活動記録簿、国からの局長通知・課長通知（「農業委員会による最適化活動の推進等について」）のポイント、最適化活動の成果目標と活動目標の設定及び点検・評価、人・農地関連施策の見直しを説明した。

併せて、委員会の新しい取組や業務改善等として、登録空き家に付随する農地の下限面積要件の緩和、非農地扱いとしていた農地等の非農地判断の徹底、日常活動としての農地パトロール、年1回行う定期的な農地パトロール（利用状況調査）及びこれに伴う遊休農地の利用意向調査の適正実施の明確化、転用事業の進捗状況の管理の適正化、違反転用に対する措置の適正化、農地台帳点検業務の明確化について、各該当要綱のポイントを説明した。

また、農業委員と推進委員の役割分担について、確認した。

さらに、令和5年度からの設置を予定している地区協議会等の設置要綱案について説明し、理解を深めた。

(イ) 3月に地区別説明会を開催

令和4年度から、最適化活動については、令和5年度の目標設定を令和4年度内に行い、令和4年度の最適化活動の実施状況と達成状況に係る委員等による自己点検・評価を令和5年4月中に行うことになったことから、

次のとおり、「令和5年度最適化活動の目標設定と令和4年度最適化活動の自己点検・評価の説明会」を各地区別で開催した。

開催日	会場	地区（推進委員の担当区域）
3月15日 午前	市役所本庁	南部地区（大津島、徳山、久米、櫛浜、四熊東、四熊西、下上、菊川、富田）
3月15日 午後	ソレーネ周南	西部地区（夜市、戸田、湯野、高瀬、米光）
3月20日	ゆめプラザ熊毛	熊毛地区（八代、高水、呼坂、大河内、安田、小松原）
3月23日	長穂市民センター	徳山北部地区（大向、大道理、長穂、須々万、中須南、中須北、須金）
3月24日	コアプラザかの	鹿野地区（鹿野1、鹿野2、鹿野3、鹿野4、鹿野5）

説明会では、「守るべき農地を次世代に」の背景（農業基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正による農地等の所有者等の意向の把握とその見えるかの促進等（協議の場の設置、地域計画の策定、農用地利用集積等計画の策定）、各農業委員会による最適化活動の具体化と見える化の必要性）を説明し、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」及び「農業委員及び農地利用最適化推進委員の成果目標（推進委員等の担当区域ごとの目標）」の案を提示し、協議のうえ決定した。

また、「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について、自己点検の仕方、記入例を説明した。

その他、意見交換を行った。

ウ 新規参入相談会への参加

次のとおり、地域農林業を支える新たな担い手を確保するため、農業大学校学生や就業希望者に対して農林業への就業イメージ作りや県内求人法人、研修制度等の情報を提供する「やまぐち農林業新規就業ガイダンス」（主催：公益財団法人やまぐち農林振興公社）へ、相談ブースを設け、出展した。

開催日	相談会名	開催場所
8月7日	令和4年度第1回 やまぐち農林業新規就業ガイダンス	山ログランドホテル
2月5日	令和4年度第2回 やまぐち農林業新規就業ガイダンス	デザインプラザHOF0 防府市創業・交流センター

エ 令和4年度の最適化活動の目標の設定・公表（再掲）

「令和4年度最適化活動の目標設定等」をまとめ、6月総会で議決し、市ホームページで公表した。

オ 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をまとめ、6月の総会で議決し、市ホームページで公表した。

カ 規則、規程、要綱、要領等の整備

次のとおり、規則、規程、要綱及び要領を整備した。

題名	区分	施行日
周南市農業委員会会長専決規程	一部改正	令和4年 4月11日
周南市農業委員会事務局規程	一部改正	4月11日
周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱	新設	4月12日
周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱	一部改正	5月18日
周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	一部改正	7月1日
周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱	一部改正	7月31日
周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱	一部改正	9月15日
周南市農業委員会日常活動としての農地パトロールに関する要綱	一部改正	10月1日
周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱	一部改正	10月1日
周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領	一部改正	10月1日
周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	一部改正	10月1日
周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領	一部改正	10月1日
周南市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）に係る事務処理要領	一部改正	10月1日
周南市農業委員会会長専決規程	一部改正	12月28日
周南市農業委員会事務局規程	一部改正	12月28日
周南市農業委員会の委員の選任に関する規則 （周南市規則）	全部改正	令和5年 1月1日
周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則	全部改正	1月1日
周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱	一部改正	1月31日
周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設）に係る届出に関する要綱	一部改正	1月31日
周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	一部改正	1月31日
周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱	一部改正	2月6日
周南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則 （周南市規則）	一部改正	4月1日
周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱を廃止する要綱	廃止	4月1日

周南市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程	一部改正	4月1日
周南市農業委員会地区協議会設置要綱	新設	7月24日
周南市農業委員会幹事会設置要綱	新設	7月24日
周南市農業委員会広報委員会設置要綱	新設	7月24日
周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱	新設	7月24日

キ 農業委員・推進委員・事務局の情報の共有化

毎月開催の委員全員協議会で、常設審議委員会で配付された資料、国からの資料、山口県からの資料、山口県農業会議からの資料等を農業委員に配付するとともに、同じものを推進委員にも送付付することで、農業委員・推進委員・事務局職員の情報共有ができ、意識・知識の向上が図れた。

配付・送付した主な資料は、次のとおりである。

配付月	配付した資料等		資料の発出元等
4月	活動記録簿作成の周知及び注意喚起のお願いについて		全国農業会議所
	「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」推進要領		全国農業会議所 山口県農業会議
	国家戦略特区「法人農地取得事業」のニーズと問題点の調査について		全国農業会議所
	「農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて」の一部改正について		全国農業会議所
	農地情報公開システムとeMAFF地図の関係（イメージ図）		農林水産省
	筆ポリゴン（農地の区画情報）について		全国農業新聞
	4月の地区別説明会	説明会の説明原稿	事務局
		活動記録簿の付け方	全国農業会議所
		農業委員会による最適化活動の推進等について（経営局長通知・農地政策課長通知）のポイント	事務局
		人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）	農林水産省
		周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱のポイント	事務局
		周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の適用範囲等	事務局
		周南市農業委員会日常活動としての農地パトロールに関する要綱のポイント	事務局
		周南市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）に係る事務処理要領のポイント	事務局
周南市農業委員会遊休農地の利用意向調査	事務局		

		等に係る事務処理要領のポイント		
		周南市農業委員会農地転用後の転用事業の進捗に関する要綱のポイント	事務局	
		周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱のポイント	事務局	
		周南市農業委員会農地台帳点検等実施要綱のポイント	事務局	
		農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担	事務局	
		周南市農業委員会・地区協議会	事務局	
5月	地区別説明会での質問・意見等の概要（2022. 04. 12～04. 18 実施）		事務局	
	農地の譲渡に係る特例措置について知りたい		農林水産省	
6月	衛星データを利用した農地の現地確認効率化システムの実証への協力をお願い		山口県産業技術センターほか	
	農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめについて		山口県農業会議	
	令和4年度全国農業委員会会長大会の概要		全国農業会議所	
7月	農業振興地域整備計画の変更（全体見直し）の進め方		農林課	
	農業振興地域制度のあらまし		全国農業会議所	
	農業委員会活動記録簿のつけ方		事務局	
	農業委員会活動記録簿「活動項目」の解説		事務局	
	農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正への対応等について		全国農業会議所	
	利用状況調査説明会	農地パトロール（利用状況調査）と利用意向調査が新しくなりました 利用状況調査の手引き	全国農業会議所 事務局	
8月	地域計画策定マニュアル（案）（抜粋）		農林水産省	
	非農地証明の改善について		事務局	
	農林業原油価格・物価高騰対応支援事業補助金		農林課	
	2022年度 農業委員会業務必携 89号		全国農業会議所	
	山口県農業会議主催研修会	令和4年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会（パワーポイント抜粋）		山口県農業会議
		非農地判断マニュアル		全国農業会議所
		2022年度版 地域の農業の将来を考えてみませんか		全国農業会議所
		活動記録簿 記録ガイド		全国農業会議所
		今こそ農業委員会に女性の力を！		全国農業会議所
		地域農業の担い手「認定農業者」		全国農業会議所
		農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りした場合の取り扱いが見直されました		全国農業会議所
		相続登記の申請が義務化されます！		全国農業会議所
		農業委員の取り組み事例について		山口県農業会議
		2022年度版 農家相談の手引		全国農業会議所
農業者年金の加入推進について		山口県農業会議		
農業者年金加入推進事例集 vol.14		全国農業会議所		

	人生 100 年時代 農業者年金で備える老後設計	全国農業会議所
	農業者年金制度と加入推進 2022 年度版	全国農業会議所
	情報提供活動の推進について	山口県農業会議
	全国農業新聞を読もう！！紙面徹底解説パンフレット 2022 年度版	全国農業会議所
	全国農業図書 普及推進図書 図書目録 2022 年度 No. 1	全国農業会議所
	信頼される農業委員会であるために	全国農業会議所
9 月	交付金認定農用地に係る遊休農地等情報の利用について～交付金認定農用地の遊休農地化の防止に向けて	農林課
	次期農業委員定数及び農地利用最適化推進委員の定数について（案）	事務局
	非農地証明の改善（案）	事務局
10 月	次期農業委員及び農地利用最適化推進委員について	事務局
	令和 5 年度に向けた山口県の農業施策に関する意見書	山口県農業会議
	利用権設定業務説明会 利用権設定の手引き	事務局
11 月	次期農業委員及び農地利用最適化推進委員推薦の求め・募集から任命・委嘱までの流れ	事務局
	所有者不明農地の利活用のための新制度(フロー図)	農林水産省
	違反転用への適切な対応について	農林水産省
	農業経営基盤強化促進法の改正について (現行利用集積計画と農用地利用集積等促進計画)	事務局
12 月	衛星データを利用した農地の解析結果について	山口県産業技術センターほか
	農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の知事への提出について	山口県農業会議
1 月	農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集 ・農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します ・周南市農業委員会の委員（農業委員）募集案内 ・周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集案内	事務局
	令和 5 年度関係予算の確保等に関する要請	全国農業会議所
	令和 5 年度に向けた農業等利用最適化推進施策に関する意見書について（回答）	周南市秘書課
	行政書士法の趣旨に則った申請受付の改善について	事務局
2 月	周南農業振興地域整備計画（案） ・農業委員からの意見を踏まえての主な変更箇所 ・農用地区域内の農用地面積(前計画時との比較)	農林課
3 月	農業委員候補者・推進委員候補者の募集状況 (3 月 9 日時点)	事務局
	「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」推進要領【改訂版】	全国農業会議所 山口県農業会議
	令和 5 年度周南市農業委員会定例会の開催日等	事務局

	太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項 【改訂版】	事務局
	3月の地区別説明会 農業委員会による最適化活動の推進等について（最適化活動の目標の設定等及び点検・評価）	事務局

ク デジタル化の推進

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation: DX。IT技術を活用して従来の組織や事務などを変革していくこと。）も視野に入れ、デジタル化を推進することとし、国の令和3年度補正予算に係る農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業として、令和4年度に20台のタブレット端末を購入したが、購入時期が遅れたことから活用に至らなかった。

タブレット端末は通信機能やGPS機能を備え、写真撮影もでき、eMAFF地図と連携した現地確認アプリや意向把握アプリ、活動記録アプリを搭載しており、委員等が日々活動するためには、タブレット端末の使用は必要不可欠であるため、全委員等にゆきわたるように、不足する台数分の導入経費について、令和5年度当初予算の要求をしたが予算が措置されなかった。

また、地方独立行政法人・山口県産業技術センター等が行う衛星データを利用した農地の現地確認効率化システムの実証実験へ協力した。

ケ 事業報告の作成・公表

令和3年度終了後、一年間の総会審議等の状況、農地法等に基づく処理状況、委員等の活動状況等を「令和3年度周南市農業委員会事業報告」としてまとめ、5月総会での承認後、市ホームページで公表し、活動状況や成果の見える化を図った。

コ 次期の農業委員及び推進委員の候補者の推薦の求め及び募集

令和5年7月23日をもって、本市の農業委員及び推進委員の任期が満了することから、次期の農業委員候補者及び推進委員候補者の推薦の求め及び募集（以下これらを「募集」という。）を行った。

募集に向けて、推進委員が担当する区域を農地台帳による農地面積を踏まえて改めるとともに、選考の際の評価の参考となるよう、経歴や農業経営の状況、委員等となった場合の抱負、職務への思いなどを候補者推薦書及び応募申込書に記入するよう改めるなど、周南市農業委員会の委員の選任に関する規則（周南市規則）及び周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（委員会規則）の全部を改正した。

募集の期間は、令和5年2月1日から2月28日までの1か月間としていたが、締切期日において農業委員の被推薦者・応募者のうち認定農業者等が過

半（10人以上）に達していなかったこと、推進委員の被推薦者・応募者がいない担当区域あったことから、募集の期間を2週間延長し、3月14日までとし、市ホームページでお知らせした。

委員等の候補者の募集の状況は、次のとおりである。

区 分	集計時点	被推薦者 ・応募者 (人)	推薦・応募の内訳（重複計上）			うち認定 農業者等 (人)
			個人推薦 (人)	団体推薦 (人)	応募 (人)	
農業委員 定数 19人	2月15日	3			3	2
	2月28日	20	1		19	7
	3月14日	22	1		21	8
推進委員 定数 32人	2月15日	9			9	-
	2月28日	35	3	2	33	-
	3月14日	37	3	2	35	-

募集の中間及び終了後に、推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報を公表した。

なお、市長部局の農業委員候補者選考委員会及び委員会の推進委員候補者評価委員会は令和5年度に開催される。

(4) 研修活動

ア 山口県農業委員会女性協議会ブロック別研修会（中部ブロック）の引受

山口県農業委員会女性協議会ブロック別研修会の中部ブロック（山口市、萩市、防府市、周南市、阿武町）を本市で引き受け、10月3日に開催された。

研修会は、総勢28人が出席し、山口県農業会議の「農業委員会を取り巻く情勢と対応等について」の説明後に、本市の女性農業委員からこれまでの経験や取組みについての発表があり、参加者による活発な意見交換がなされた。

また、当日、同協議会から市長へは農業委員への女性登用を、委員会会長へは推進委員への女性登用についての要望があった。

イ 山口県農業会議主催の研修会へ出席

次のとおり、「農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会」を始めとする山口県農業会議が主催する研修会等へ出席し、個々の資質の向上を図った。

開催日	研修会等の名称	開催場所
8月1日	令和4年度農業者年金加入推進特別研修会	山口市・セトコア山口
8月26日	農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会 (周南市・下松市合同)	周南市 徳山保健センター
10月3日	山口県農業委員会女性協議会ブロック別研修会 (中部ブロック)	周南市役所
12月15日	山口県農業委員会女性協議会第1回研修会	山口市・セトコア山口

12月19日	令和4年度農業者年金業務担当者研修会	山口市・JAビル
2月17日	令和4年度第2回山口県農業委員会職員研究会 研修会	山口市 山口県自治会館
3月23日	山口県農業委員会女性協議会第15回総会・第 2回研修会	山口市・セトコア山口

ウ 研修会の開催

独自の研修会は開催できなかつたが、前述の4月の地区別説明会、7月の農地パトロール（利用状況調査）説明会、10月の利用権設定事務説明会及び3月の地区別説明会においては、説明のみならず意見交換も行い、研修の場でもあった。

エ 図書、リーフレット等の配付（再掲）

全国農業会議所編集・発行の図書、リーフレット、パンフレットを農業委員及び推進委員の全員に個別に配付することにより、自己研鑽し、資質の向上が図られ、農業者に対する情報提供活動に活用できた。

（5）情報提供活動

ア 市広報による情報提供

次のとおり、広報「しゅうなん」に掲載した。

号	内容
5月号	農業委員会からのお知らせ ・過去に非農地扱いとした土地などに非農地判断を実施 ・登記地目の適正化を行いましょう
	お知らせ・農地利用最適化推進委員の決定（第13区・大道理）
7月号	募集・農地利用最適化推進委員 （第28区・大潮、西河内、中津、清涼寺）
9月号	お知らせ・農地利用最適化推進委員の決定 （第28区・大潮、西河内、中津、清涼寺）
12月号	農業委員会からのお知らせ ・農地の貸し借りと利用権設定 ・農業者年金
2月号	農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

イ 市ホームページによる情報提供

次のとおり、農業委員会のページを更新した。

令和4年度に更新した項目等		最終更新日
農地法 関	下限面積要件に係る別段の面積の廃止	3月30日
	太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項	3月13日
	農業委員会様式集	2月13日

係 の 手 続	農地の賃借料情報 周南市賃借料情報（令和4年分）	2月10日
	非農地証明	10月1日
	過去に非農地とした土地などに非農地判断を実施します	5月1日
農 業 委 員 会 に つ い て	農業委員および農地利用最適化推進委員募集の最終報告	3月17日
	【終了しました】農業委員と農地利用最適化推進委員を募集 します	3月14日
	農地等の利用の最適化の推進に関する指針 周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する 指針」（令和5年4月1日）	3月14日
	周南市農業委員会総会の議事録（開催日の1か月後に公表） 令和5年（2023）年2月10日開催総会会議録	2月13日
	農業委員会による意見の提出 令和5年度に向けた農地等利用最適化施策に関する意見	11月16日
	農業委員会名簿 農業委員名簿、農地利用最適化推進委員名簿	8月10日
	農業委員会事務の実施状況 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 令和4年度最適化活動の目標の設定等	6月10日
	周南市農業委員会の事業計画・事業報告 令和3年度の事業報告 令和4年度の事業計画	6月10日

ウ 庁内グループウェアによる情報提供

市職員に委員会の仕事内容や農地法の許可制度等に係る理解を深めてもらい、農地の無断・違反転用の防止や早期発見、また、市民からの相談の際の適切な対応や事務局へ適切につなぐことができるようにするため、令和3年6月に創刊した「ACS通信」（ACSとは、農業委員会事務局の英語表記（Agricultural Commission Secretariat）の頭文字）は、令和4年度も継続し、ほぼ毎月一回、庁内グループウェアの掲示板に掲載した。

また、委員全員協議会でも報告し、委員等に配付した。

令和4年度のACS通信の内容は、次のとおりである。

号	発行日	内容
第11号	4月1日	農地の権利取得における下限面積要件に係る別段の面積を設定しました 「登録空き家に付随した農地」の取得に係る下限面積要件の緩和について
第12号	5月1日	令和4年度周南市農業委員会所業計画が承認されました 農地法による「農地」や「採草放牧地」と地目（田、畑など）について
第13号	6月1日	令和3年度周南市農業委員会所業報告を承認 農地法による農地の権利移動や転用の制限

第 14 号	7 月 1 日	「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を承認 農地等の利用の最適化の推進について
第 15 号	8 月 1 日	農地パトロール（利用状況調査）の説明会を開催 市が実施する事業に関する農地の転用について
第 16 号	9 月 1 日	「農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会」を実施 相続登記の申請の義務化
第 17 号	10 月 1 日	所有者不明土地の「利用の円滑化」 ・ ・ 民法改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）
第 18 号	12 月 1 日	山口県農業委員会女性協議会中部ブロック研修会を周南市 で開催 利用権設定の説明会を開催しました
第 19 号	1 月 1 日	農地法 3 条（権利移動の制限）の下限面積要件が廃止 改正後の農地法 3 条（権利移動の制限）の許可要件
第 20 号	2 月 1 日	農業委員・農地利用最適化推進委員の募集を 2 月 1 日から 開始

（6） 日常活動

ア 農地パトロールによる農地の利用促進と無断・違反転用の早期発見

日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況把握に努めた。

また、無断・違反転用を発見し、事務局において適正指導を行った。

イ 農業者との情報交換

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日常の雑談・日常の相談活動が制約され、十分な活動ができない特別な環境であったが、その中でも農家が抱える個々の問題を把握し、相談・指導・助言などで具体的な対応策を提案した。

（7） その他の活動

ア 農業者年金の普及啓発・加入促進・相談等

農業者年金制度の普及啓発及び新規加入の推進を図り、制度の強化・拡充に努め、農業者の老後の生活安定と福祉の向上に資するとともに後継者への継承を促進し、農業経営基盤の強化を図った。

農業者年金の加入者数は、次のとおりである。

区分	令和 3 年度末 (人)	令和 4 年度中の増減		令和 4 年度末 (人)
		新規加入者 (人)	資格喪失・ 取消 (人)	
男	9	1	1	9
女	10			10
計	19	1	1	19

イ 国有農地の管理

農林水産省所管国有財産管理者（山口県知事）から土地を借り受けている者に対して、賃借料の徴収に関する事務や現地調査を行った。

国有農地の管理状況は、次のとおりである。

管理面積		管理状況					
		農耕貸付		未貸付		転用貸付	
筆数 (件数)	面積 (㎡)	筆数 (件数)	面積 (㎡)	筆数 (件数)	面積 (㎡)	筆数 (件数)	面積 (㎡)
6	3,702.00	1	193.00	4	3,203.00	1	306.00

ウ 全国農業新聞の普及拡大等

農業委員会の組織紙として、また、農家向けの情報紙としての性格を合わせもった新聞として発行を続けている「全国農業新聞」の購読の普及に努めるとともに、地域の身近な紙面づくりのための情報を提供した。

全国農業新聞の購読申込部数は、次のとおりである。

令和 3年度末 (部)	令和4年度中の増減		令和 4年度末 (部)
	新規申込 (部)	廃止 (部)	
120	7	19	108

5 まとめ

(1) 非農地扱いとした土地等の非農地判断の遅れ等

過去に国の示す非農地判断の手続（事前通知、委員等の3人以上での現地調査・非農地判断、非農地通知書の交付及び非農地通知一覧表の作成・通知）を経ずに非農地扱いとした土地等について、改めて国の示す非農地判断の手続となるよう、補完する処理を行うことを4月総会で議決し、4月11日、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱を制定し、4月12日から施行した。

令和4年度から、必要な手続を補完し、適正化に努めていくことを、広報「しゅうなん」5月号でお知らせするとともに、市ホームページには5月1日に掲載したが、現地調査に替える航空写真が準備できず、非農地判断が開始できなかった。

このほか、利用意向調査では、説明会を11月に開催し、回答期限を1月末日とすることで計画していたが、説明会は開催せず、利用意向調査書を3月15日に郵送し、3月末日を回答期限とし、年度内ぎりぎりとなった。

今後の事務の遂行に当たっては、進行管理を確実にすることとする。

(2) 最適化活動の具体化と見える化

令和4年度から、国の最適化活動の推進等に関わる取組により、最適化活動の透明性を確保するために、最適化活動の成果目標と活動目標を設定し、農業委員会活動記録簿に記録された具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することとされた。

委員等の業務活動が大きく変わることから、委員等が共通認識を持った上で業務に取り組んでいただくよう、年度当初の4月に地区別説明会を開催した。

また、最適化活動については、令和5年度の目標設定を令和4年度内に行い、令和4年度の最適化活動の実施状況と達成状況に係る委員等による自己点検・評価を令和5年4月中に行うことになったことから、年度末の3月に翌年度最適化活動の目標設定と今年度最適化活動の自己点検・評価の地区別説明会を開催した。

日々、推進委員等が行った最適化活動の内容を農業委員会活動記録簿に記録し、事務局に毎月提出することで、最適化活動の具体化と見える化を進めることができた。

(3) 規則・規程・要綱・要領の整備が完了

令和2年12月総会で議決した周南市農業委員会会議規則の一部改正、周南市農業委員会規程の全部改正並びに周南市農業委員会会長専決規程及び周南市農業

員会事務局規程の新設から始めた委員会の規則、規程、要綱及び要領の整備も、令和4年12月総会での周南市農業員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の全部改正の議決、地区協議会等の設置要綱4件（いずれも令和5年7月24日から施行）の制定でおおむね完了した。

令和2年12月から令和5年3月31日までの間、整備した規則は2件、規程は5件（うち新設3件）、要綱は18件（全部新設、うち廃止1件）、要領は5件（全部新設）であった。

このほか、市長部局では、人事課において市長の権限に属する事務の委任規則の第7条（周南市農業委員会に対する事務委任）の全部改正（令和2年10月）が、農林課において周南市農業員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部改正（令和3年9月、令和4年3月、令和5年3月）及び周南市農業員会の委員の選任に関する規則の全部改正（令和5年1月）が行なわれた。

これらの整備により、経験や先例に頼ることなく、仕事のマニュアル化が図られ、事務手続の見える化、統一化、効率化、品質の向上への入口ができた。

今後とも、必要に応じ適時適切に整備を進める。

（4） 次期の農業委員及び推進委員の候補者の募集が終了

3年に1度の改選に当たって、市農林課との連携の下、選任に関する市の規則と委員会の規則を全部改正して臨んだ次期の農業委員及び推進委員の候補者の募集は、募集期間を2週間延長し、3月14日をもって終了した。

農業委員や推進委員の成り手が少ないのが現状であり、このことは本市のみならず、募集期間を延長した団体も多くみられ、全国的な傾向だと推察する。

両委員の人材確保は、今後の重要な課題であると認識し、3年後のためにも常日頃からのPR、人材発掘に努めなければならない。

今回は、募集人員に達したので、今後は、まずは令和5年度に入って、市長部局の農業委員候補者選考委員会及び委員会の推進委員候補者評価委員会が開催されることとなる。

（5） 令和5年度へ向けて

令和4年度もコロナ禍での組織運営、日常活動となった。

このような一年ではあったが、「チーム農業委員会」として、公平、公正で明るく開かれた信頼される組織運営に努めた。

令和5年7月24日以降は、新委員等による新しい体制となるが、今後とも、「チーム農業委員会」は、ワンチームとして情報を共有し、行動を一つに、本市の農業及び農業者の公的代表機関として、「現場主義」を第一に農業者の声に耳を傾け、寄り添う活動を推進する。

6 年間活動実績表

(日常活動を除く。)

月	日	項目
4月	11日	令和4年第4回総会・委員全員協議会を開催
		農地利用最適化推進委員(第13区・大道理)へ委嘱状を交付
	12日	4月・地区別説明会(南部地区)を開催
		4月・地区別説明会(西部地区)を開催
	14日	4月・地区別説明会(鹿野地区)を開催
	15日	4月・地区別説明会(徳山北部地区)を開催
18日	4月・地区別説明会(熊毛地区)を開催	
	28日	第73回常設審議委員会へ出席
5月	10日	令和4年第2回幹事会を開催
		令和4年第5回総会・委員全員協議会を開催
	27日	第74回常設審議委員会へ出席
6月	10日	令和4年第6回総会・委員全員協議会を開催
		農地利用最適化推進委員(第28区・鹿野1)が辞任
		令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を公表
		令和4年度最適化活動の目標の設定等を公表
	14日	農地利用最適化推進委員(第28区・鹿野1)候補者の募集受付を開始(募集の期間:6月14日から7月14日まで)
	24日	令和4年第3回幹事会を開催
28日	第75回常設審議委員会へ出席 山口県農業会議第8回総会へ出席	
7月	8日	農地パトロール(利用状況調査)説明会(熊毛地区)を開催
	11日	令和4年第7回総会・委員全員協議会を開催
	12日	農地パトロール(利用状況調査)説明会(南部地区)を開催
	14日	農地パトロール(利用状況調査)説明会(西部地区)を開催
		農地利用最適化推進委員(第28区・鹿野1)候補者の募集受付を締切
	15日	農地パトロール(利用状況調査)説明会(鹿野地区)を開催
	19日	農地パトロール(利用状況調査)説明会(徳山北部地区)を開催
	22日	農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(第28区・鹿野1)を開催
28日	第76回常設審議委員会へ出席	
8月	1日	令和4年度農業者年金加入推進特別研修会へ出席
	7日	令和4年度第1回やまぐち農林業新規就業ガイダンスへ参加
	10日	令和4年第8回総会・委員全員協議会を開催
		農地利用最適化推進委員(第28区・鹿野1)へ委嘱状を交付
	26日	山口県農業会議主催・農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会(周南市・下松市合同)へ出席
29日	第77回常設審議委員会(欠席)	
9月	12日	令和4年第4回幹事会を開催
		令和4年第9回総会・委員全員協議会を開催
	28日	第78回常設審議委員会へ出席
10月	3日	山口県農業委員会女性協議会ブロック別研修会(中部ブロック)を引受

	11日	令和4年第10回総会・委員全員協議会を開催
	19日	利用権設定事務説明会（鹿野地区）を開催
	21日	利用権設定事務説明会（徳山北部地区）を開催
	24日	利用権設定事務説明会（西部地区）を開催
	26日	利用権設定事務説明会（熊毛地区）を開催
	27日	利用権設定事務説明会（南部地区）を開催
	28日	第79回常設審議委員会へ出席
11月	10日	令和4年第11回総会・委員全員協議会を開催
	16日	「令和5年度に向けた農地等利用最適化施策に関する意見書」を周南市長へ提出
	28日	第80回常設審議委員会へ出席
12月	9日	令和4年第12回総会・委員全員協議会を開催 「令和5年度に向けた農地等利用最適化施策に関する意見書」への回答を受理
	15日	山口県農業委員会女性協議会第1回研修会へ出席
	19日	令和4年度農業者年金業務担当者研修会へ出席
	21日	第81回常設審議委員会へ出席
1月	10日	令和5年第1回総会・委員全員協議会を開催
	13日	人・農地プラン地区座談会（八代）へ出席
	30日	第82回常設審議委員会へ出席
2月	1日	次期の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の募集受付を開始（募集の期間：2月1日から2月28日まで）
	5日	令和4年度第2回やまぐち農林業新規就業ガイダンスへ参加
	10日	令和5年第2回総会・委員全員協議会を開催 農地の賃借料情報（令和4年分）を公表
	12日	人・農地プラン地区座談会（長穂、苅地、須々万）へ出席
	17日	令和4年度第2回山口県農業委員会職員研究会研修会へ出席
	27日	人・農地プラン地区座談会（須金・金峰）へ出席
	28日	第83回常設審議委員会へ出席 次期の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の募集の期間を2週間延長し、3月14日までとし、市ホームページで告知
3月	1日	青年等就農計画認定審査委員会へ出席
	10日	令和5年第1回幹事会を開催 令和5年第3回総会・委員全員協議会を開催
	14日	農地等の利用の最適化の推進に関する指針（令和5年4月1日）を公表 次期の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の募集受付を締切
	15日	3月・地区別説明会（南部地区）を開催
		3月・地区別説明会（西部地区）を開催
	20日	3月・地区別説明会（熊毛地区）を開催
	23日	3月・地区別説明会（徳山北部地区）を開催
		山口県農業委員会女性協議会第15回総会・第2回研修会へ出席
	24日	3月・地区別説明会（鹿野地区）を開催
	28日	第84回常設審議委員会へ出席
29日	人・農地プラン検討会へ出席	

資 料 編

1 総会の議事

表1 議案の個別件数

区分		根拠法令等		
許可申請	農地等の権利移動	農地法第3条第1項	1	
	農地の転用	農地法第4条第1項		
	農地等の転用のための権利移動	農地法第5条第1項		
	農地等の賃貸借の解約等	農地法第18条第1項		
事業計画の変更承認申請	農地の転用	農地法第4条第1項	5	
	農地等の転用のための権利移動	農地法第5条第1項		
許可の取消申請	農地等の権利移動	農地法第3条第1項		
	農地の転用	農地法第4条第1項		
	農地等の転用のための権利移動	農地法第5条第1項		
買受適格証明	耕作目的	農地法第3条第1項	10	
	転用目的	農地法第5条第1項		
納税猶予の適格者証明	贈与税	租税特別措置法第70条の4第1項		
	相続税	租税特別措置法第70条の6第1項		
下限面積要件に係る別段の面積の廃止		改正前の農地法第3条第2項第5号		
登録空き家に付随した土地の指定		周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱	15	
登録空き家に付随した土地の指定の解除		周南市農業委員会登録空き家に付随した農地の別段の面積の取扱要綱		
和解の仲介（県に申出するか直接するか判断）		農地法第25条第1項		
違反転用	違反転用と認めその是正方針を決定	周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱	20	
	是正指導の内容を決定・是正措置を勧告	周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱		
	命令の内容を決定・一部改正	周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱		
非農地判断	非農地判断施行前に非農地判断扱いとした土地等の非農地判断等の実施	周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱	25	
	非農地判断に係る非農地判断の決定	周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領		
	非農地判断施行前に非農地判断扱いとした土地等の非農地判断の決定	周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱		
	非農地証明に係る非農地判断の決定	周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領		
登記官等からの照会に係る非農地判断の決定		周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領		
土地改良事業参加資格交替の申出		土地改良法第3条第1項第2号		
農用地利用集積計画（案）の決定		基盤強化法第18条第1項		
意見聴取	基本構想	基本構想（基盤強化法第6条第1項）の策定	基盤強化法施行規則第2条	30
		変更	基盤強化法施行規則第7条	
	農用地等の保有・利用に関する情報提供等		中間管理法第19条第3項	
	農用地利用配分計画の案（中間管理法第19条第2項）		中間管理法第19条第3項	
	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画の策定（農振法第8条）	農振法施行規則第3条の2第1項	
		農業振興地域整備計画の変更（農振法第13条）	農振法施行規則第3条の2第2項	
農用地利用計画の変更		農振法施行規則第3条の2第2項		
承認申請	特定農地貸付け（特定農地貸付法第2条第2項）	特定農地貸付法第3条第1項	35	
農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出		農業委員会法第38条第1項		
指針	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定	農業委員会法第7条第1項		
	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更	農業委員会法第7条第1項		
前年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価		農業委員会法第37条・規則第15条第1項		
本年度最適化活動の目標の設定等		農業委員会法第37条・規則第15条第1項	40	
推進委員	農地利用最適化推進委員の委嘱	農業委員会法第17条		
	農地利用最適化推進委員の解嘱	農業委員会法第21条		
	農地利用最適化推進委員の辞任の同意	農業委員会法第23条		
規則・規程の制定・改正				
農業委員会事業計画の策定			45	
農業委員会事業報告の承認				
合計				

(単位 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	3	2			1		3	2	3	3	2	2	21
								1				1	2
	4	5	5	11	10	13	5	6	10	4	5	4	82
5													
	1					1					1		3
											1		1
10													
												1	1
15					1	1							2
					1							1	2
						1							1
								1					1
20											1	1	2
	1												1
25													
								1					1
			12			28			8			332	380
30													
												1	1
35													
								1					1
												1	1
40			1										1
			1										1
	1				1								2
			1										1
	2								3			1	6
45	1												1
		1											1
	13	8	20	11	14	44	8	12	24	7	10	345	516

(注) 継続審議の議案にかかる個別件数は、最初の提案の月、継続審議した月のどちらにも計上

表2 報告の個別件数

区分		根拠法令等		
届出等の受理の報告	権利取得	農地売買等事業の実施により取得	農地法第3条第1項第13号	1
		農地中間管理権を取得	農地法第3条第1項第14号の2	
		相続、遺産分与、時効、法人合併、法人分割等	農地法第3条の3	
	農地の転用	国・県の公共事業	農地法第4条第1項第2号	5
		市街化区域内にある農地	農地法第4条第1項第8号	
		制限の例外	農地法第4条第1項第9号・規則第29条	
	農地等の転用のための権利取得	国・県の公共事業	農地法第5条第1項第1号	10
		市街化区域内にある農地等	農地法第5条第1項第7号	
		制限の例外	農地法第5条第1項第8号・規則第53条	
	農地所有適格法人等	農地所有適格法人の報告	農地法第6条第1項	10
		農地所有適格法人以外の者の報告	農地法第6条の2第1項	
		要件を満たすに至った旨の届出	農地法第7条第5項	
	賃貸借	解除	農地法第18条第1項第4号	15
		解除（農用地利用集積計画分）	農地法第18条第1項第5号	
解約等の通知		農地法第18条第6項		
農作物栽培高度化施設の設置		農地法第43条第1項		
農地改良		周南市農業委員会農地改良に係る届出に関する要綱		
許可決定の報告	国・県との協議の成立	農地の転用	農地法第4条第8項	20
		農地等の転用のための権利取得	農地法第5条第4項	
	買受適格証明交付済	耕作目的	農地法第3条第1項	
		転用目的	農地法第5条第1項	
非農地判断の結果報告	非農地判断の結果		周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領	
	非農地判断施行前に非農地判断扱いとした土地等の非農地判断の結果		周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断に関する要綱	
租税特別措置法に係る証明・回答の報告	贈与税の納税の猶予に関する適格者証明		租税特別措置法第70条の4第1項	25
	相続税の納税の猶予に関する適格者証明		租税特別措置法第70条の6第1項	
	贈与税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会の回答（税務署）		租税特別措置法第70条の4第38項	
	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会の回答（税務署）		租税特別措置法第70条の6第43項	
照会に対する回答等の報告	地目変更登記に係る照会（登記官）		周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領	30
	民事執行法による売却に伴う農地等の現況に係る照会（執行裁判所）		周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領	
	弁護士会からの会員弁護士受託事件に係る照会		弁護士法第23条の2第2項	
証明の報告	買受適格証明	市街化区域内にある農地等（転用目的）	農地法第5条第1項第7号	35
	現況が農地でないことの証明等		周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領	
土地改良事業に参加する資格に係る承認、認定等の処理		土地改良法第3条		
農地賃借料情報		農地法第52条		
農業委員会の予算				
農業委員会の決算				
合計				

(単位 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1													
	7	5	16	12	10	6	7	8	13	10	8	4	106
5	2	1	3	2	3		3	3		1	2	2	22
	1		1										2
							1						1
	5	7	6	8	5	3	7	5	14	7	2	8	77
	2	2	2	3	20		3	1	1				34
10	4	9		1	5		1		2			1	23
15													
							1						1
20				1									1
	202	249	21	1									473
25		4								1			5
			4										4
			1										1
30													
	6	9	8	8	6	5	11	6	11	10	6	11	97
											1		1
35	1												1
									1				1
	230	286	62	36	49	14	34	23	42	29	19	26	850

2 農地法等に基づく処理状況等

(注) 許可処分日、届出受理日、証明書交付日等の属する月別に区分した。

表3 農地法第3条第1項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	3	5	2,830.00	3	1,911.00			8	4,741.00
5月	2	3	5,596.00					3	5,596.00
8月	1			2	1,891.00			2	1,891.00
10月	3	10	11,816.00					10	11,816.00
11月	1	9	5,424.00	2	148.00			11	5,572.00
12月	3	4	4,300.00					4	4,300.00
1月	3	9	9,631.00	2	941.00			11	10,572.00
2月	2	1	340.00	1	1,021.00			2	1,361.00
3月	2	1	939.00	5	1,910.00			6	2,849.00
計	20	42	40,876.00	15	7,822.00			57	48,698.00

(注) 畑は、普通畑、樹園地、牧草畑等の田以外の農地をいう。以下同じ。

表4 買受適格証明書交付者の農地法第3条第1項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
7月	1	1	651.00					1	651.00
計	1	1	651.00					1	651.00

表5 農地法第3条の3の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	4	5	6,347	7	1,494			12	7,841.00
5月	20	44	55,782	38	17,386			82	73,168.13
6月	10	29	31,766	19	5,237			48	37,003.00
7月	7	17	14,962	6	1,608			23	16,570.00
8月	9	15	15,101	4	1,222			19	16,323.00
9月	5	7	5,572	10	4,107			17	9,679.00
10月	12	35	32,771	12	2,911			47	35,681.56
11月	11	22	23,081	12	7,265			34	30,346.00
12月	10	33	32,777	11	4,943			44	37,720.00
1月	4	10	6,487	5	2,534			15	9,021.00
2月	5	6	10,323	8	7,680			14	18,003.00
3月	11	25	34,815	20	8,246			45	43,061.18
計	108	248	269,783.87	152	64,633.00			400	334,416.87

表6 農地法第4条第1項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
11月	1	2	539.00	1	764.00	3	1,303.00
3月	1	1	99.00			1	99.00
計	2	3	638.00	1	764.00	4	1,402.00

表7 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4月	1	1	593.00			1	593.00
5月	3	1	126.00	4	392.00	5	518.00
6月	2	2	1,144.00			2	1,144.00
7月	3	3	1,112.50	1	628.00	4	1,740.50
8月	2	4	1,689.30			4	1,689.30
9月	2	1	970.49	1	964.63	2	1,935.12
10月	2	2	1,179.47			2	1,179.47
12月	2	2	1,375.00			2	1,375.00
1月	2	1	104.00	1	509.00	2	613.00
2月	2	2	332.00			2	332.00
3月	3	4	1,139.62	1	39.00	5	1,178.62
計	24	23	9,765.38	8	2,532.63	31	12,298.01

表8 農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4月	1	1	82.10			1	82.10
3月	1	1	50.00			1	50.00
計	2	2	132.10			2	132.10

表9 農地法施行規則第29条の制限例外の内訳

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
規則29条 第1号	農業用施設等	2	2	132.10		2	132.10
規則29条 第6号	市の公共事業						
規則29条 第13号	電気事業者						
規則29条 第14号	市が行う市街化区域内 農地の転用						
規則29条 第16号	認定電気通信事業者						
規則29条 第17号	市の災害応急対策・復 旧のための転用						
規則29条 第20号	市の埋蔵文化財のため の土地の発掘						
その他							
計		2	2	132.10		2	132.10

表10 農地法第5条第1項の規定による許可

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	5	7	7,920.00	1	555.04			8	8,475.04
5月	4	9	5,994.00	2	359.00			11	6,353.00
6月	5	12	12,281.00					12	12,281.00
7月	11	11	17,507.00	1	236.00			12	17,743.00
8月	10	13	15,796.00					13	15,796.00
9月	13	17	18,980.00	1	446.00			18	19,426.00
10月	5	7	5,591.00	1	1,360.00			8	6,951.00
11月	6	11	8,804.64					11	8,804.64
12月	10	15	20,235.00					15	20,235.00
1月	4	6	6,187.00					6	6,187.00
2月	5	3	3,366.00	3	1,680.00			6	5,046.00
3月	4	6	5,710.00					6	5,710.00
計	82	117	128,371.64	9	4,636.04			126	133,007.68

表11 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	1	2	2,384.00					2	2,384.00
9月	1	1	774.00					1	774.00
2月	1	2	4,547.00					2	4,547.00
計	3	5	7,705.00					5	7,705.00

表 12 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分取消

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
2月	1			4	495.00			4	495.00
計	1			4	495.00			4	495.00

表 13 農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
9月	1	1	40					1	40.00
計	1	1	40.00					1	40.00

表 14 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	6	3	1,156.30	6	1,641.00			9	2,797.30
5月	8	8	4,892.72	4	2,069.00			12	6,961.72
6月	9	6	2,110.00	11	4,838.00			17	6,948.00
7月	2	2	334.00					2	334.00
8月	8	6	6,489.00	7	661.00			13	7,150.00
9月	5	7	6,260.50					7	6,260.50
10月	6	5	3,616.00	1	238.00			6	3,854.00
11月	13	21	5,351.36	7	551.00			28	5,902.36
12月	6	5	2,007.36	3	784.00			8	2,791.36
1月	2	1	650.00	1	279.00			2	929.00
2月	8	6	3,085.00	4	2,027.00			10	5,112.00
3月	4	4	5,303.00					4	5,303.00
計	77	74	41,255.24	44	13,088.00			118	54,343.24

表 15 農地法第 5 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 53 条の規定による届出の受理

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
4月	1			1	2.25			1	2.25
5月	5	3	2,178.96	3	935.96			6	3,114.92
6月	18	15	37.10	3	291.50			18	328.60
7月	2	2	264.82					2	264.82
9月	3	13	2,410.37					13	2,410.37
10月	2	1	69.23	1	400.00			2	469.23
2月	1	1	135.00					1	135.00
3月	22	23	6,238.00	3	428.60			26	6,666.60
計	54	58	11,333.48	11	2,058.31			69	13,391.79

表 16 農地法施行規則第 53 条の転用制限例外の内訳

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計		
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)					
規則53条 第5号	市の公共事業	28	37	8,977.97	6	1,762.60			43	10,740.57
規則53条 第11号	電気事業者									
規則53条 第12号	市が行う市街化区域内 農地の転用									
規則53条 第14号	認定電気通信事業者	26	21	2,355.51	5	295.71			26	2,651.22
規則53条 第15号	市の災害応急対策・復 旧のための転用									
規則53条 第19号	市の埋蔵文化財のため の土地の発掘									
その他										
計		54	58	11,333.48	11	2,058.31			69	13,391.79

表 17 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告の受理

区分	件数 (件)
4月	2
5月	1
6月	4
7月	1
9月	1
10月	2
2月	3
3月	8
計	22

第 18 農地改良届出の受理

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
10月	1			1	1,791.00	1	1,791.00
計	1			1	1,791.00	1	1,791.00

第 19 非農地判断に係る非農地通知書の交付

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4月	123	68	45,124.91	92	32,503.64			160	77,628.55
5月	162	110	93,702.00	100	48,960.82	2	1,596.68	212	144,259.50
6月	12	7	6,834.00	4	2,606.00	1	13.00	12	9,453.00
計	297	185	145,660.91	196	84,070.46	3	1,609.68	384	231,341.05

第 20 相続税の納税の猶予に関する適格者証明

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)		
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)			筆数 (筆)	面積 (㎡)
4月	1	1	2,099					1	2,099.00
12月	1	1	1,902					1	1,902.00
計	2	2	4,001.00					2	4,001.00

表 21 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の照会に対する回答

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		その他			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
5月	4	7	5,236.17	6	6,526.00			13	11,762.17
計	4	7	5,236.17	6	6,526.00			13	11,762.17

第 22 民事執行法による売却に伴う農地等の現況に係る照会に対する回答

区分	件数 (件)	登記簿上の地目						合計	
		田		畑		牧場			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
5月	1	1	1,074.00					1	1,074.00
計	1	1	1,074.00					1	1,074.00

表 23 現況が農地でないことの証明

区分	件数 (件)	登記簿上の地目				合計	
		田		畑			
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
4月	9	16	6,511	7	5,432	23	11,943.22
5月	7	6	3,939	3	1,187	9	5,126.00
6月	9	7	2,933	8	9,670	15	12,603.00
7月	4	1	4,161	4	690	5	4,851.00
8月	8	16	15,477	12	4,911	28	20,388.08
9月	11	10	3,269	15	3,372	25	6,641.00
10月	4	6	7,640			6	7,640.00
11月	17	33	18,359	7	5,613	40	23,972.39
12月	4	1	175	6	3,005	7	3,180.00
1月	9	13	7,553	4	1,053	17	8,606.00
2月	8	18	11,714	8	3,900	26	15,613.92
3月	7	8	8,305	9	2,213	17	10,517.62
計	97	135	90,036.53	83	41,045.70	218	131,082.23

表 24 農用地利用集積計画（案）の決定

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑					
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
6月	9	24	33,345.66					24	33,345.66
9月	10	21	13,512.23	7	10,933.00			28	24,445.23
12月	6	9	14,723.00	3	2,856.00			12	17,579.00
3月	283	547	807,668.44	19	16,189.80			566	823,858.24
計	308	601	869,249.33	29	29,978.80			630	899,228.13

表 25 農用地利用配分計画の認可の通知の受理

(農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項に規定する通知)

区分	賃借権の設定 等を受ける者 (経営体)	賃借権の設定等を受ける土地	
		筆数 (筆)	面積 (㎡)
6月	4	17	38,572
9月	3	13	28,625
12月	5	18	61,843
2月	2	2	7,930
計	14	50	136,970

表 26 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る意見聴取
(除外)

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
7月									
11月									
3月									
計									

令和4年度、除外なし

(編入)

区分	件数 (件)	農用地						合計	
		農地				採草放牧地			
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
7月									
11月									
3月									
計									

令和4年度、編入なし

3 用途別転用の状況

表 27 農地法第 4 条の規定による用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
住宅用地	農家住宅							
	一般個人住宅	12	14	5,330.38	3	1,176.00	17	6,506.38
	集団住宅その他	7	6	3,765.00	1	964.63	7	4,729.63
	小計	19	20	9,095.38	4	2,140.63	24	11,236.01
公的施設 用地	学校用地							
	公園・運動場用地							
	道水路・鉄道用地	1	1	99.00			1	99.00
	官公・病院等公的施設							
	小計	1	1	99.00			1	99.00
鉱工業（工場）用地								
植林								
商業サー ビス等用 地	店舗等施設							
	流通業務等施設							
	ゴルフ場							
	その他のレジャー施設							
	小計							
その他の 業務用地	農林漁業用施設	2	2	132.10			2	132.10
	駐車場・資材置場	5	4	819.00	5	1,156.00	9	1,975.00
	土砂等採取用地							
	再エネ発電設備							
	その他	1	1	390.00			1	390.00
	小計	8	7	1,341.10	5	1,156.00	12	2,497.10
その他分類不明								
総計		28	28	10,535.48	9	3,296.63	37	13,832.11

表 28 農地法第 5 条の規定による用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅	49	46	24,061.18	26	4,980.00			72	29,041.18
	集団住宅その他	1	2	988.50					2	988.50
	小計	50	48	25,049.68	26	4,980.00			74	30,029.68
公的施設 用地	学校用地	1	1	2,660.90					1	2,660.90
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	32	41	9,274.97	6	1,762.60			47	11,037.57
	官公・病院等公的施設									
	小計	33	42	11,935.87	6	1,762.60			48	13,698.47
鉱工業（工場）用地										
植林		1	1	1,133.00					1	1,133.00
商業サー ビス等用 地	店舗等施設	4	4	3,382.00					4	3,382.00
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設	2	1	137.00	1	257.00			2	394.00
	小計	6	5	3,519.00	1	257.00			6	3,776.00
その他の 業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	30	35	25,976.30	20	7,911.04			55	33,887.34
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	67	98	111,031.00	4	3,017.00			102	114,048.00
	その他	27	21	2,355.51	7	1,854.71			28	4,210.22
	小計	124	154	139,362.81	31	12,782.75			185	152,145.56
その他分類不明										
総計		214	250	181,000.36	64	19,782.35			314	200,782.71

表 29 許可による用途別転用の状況（総会で議決）

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅	4	4	861.74	1	469.00			5	1,330.74
	集団住宅その他									
	小計	4	4	861.74	1	469.00			5	1,330.74
公的施設 用地	学校用地	1	1	2,660.90					1	2,660.90
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	1	1	99.00					1	99.00
	官公・病院等公的施設									
	小計	2	2	2,759.90					2	2,759.90
鉱工業（工場）用地										
植林		1	1	1,133.00					1	1,133.00
商業サー ビス等用 地	店舗等施設									
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設	1			1	257.00			1	257.00
	小計	1			1	257.00			1	257.00
その他の 業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	9	15	13,224.00	4	1,657.04			19	14,881.04
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	67	98	111,031.00	4	3,017.00			102	114,048.00
	その他									
	小計	76	113	124,255.00	8	4,674.04			121	128,929.04
その他分類不明										
総計		84	120	129,009.64	10	5,400.04			130	134,409.68

表 30 届出等による用途別転用の状況（総会で報告）

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅	57	56	28,529.82	28	5,687.00			84	34,216.82
	集団住宅その他	8	8	4,753.50	1	964.63			9	5,718.13
	小計	65	64	33,283.32	29	6,651.63			93	39,934.95
公的施設 用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地	32	41	9,274.97	6	1,762.60			47	11,037.57
	官公・病院等公的施設									
	小計	32	41	9,274.97	6	1,762.60			47	11,037.57
鉱工業（工場）用地										
植林										
商業サー ビス等用 地	店舗等施設	4	4	3,382.00					4	3,382.00
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設	1	1	137.00					1	137.00
	小計	5	5	3,519.00					5	3,519.00
その他の 業務用地	農林漁業用施設	2	2	132.10					2	132.10
	駐車場・資材置場	26	24	13,571.30	21	7,410.00			45	20,981.30
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備									
	その他	28	22	2,745.51	7	1,854.71			29	4,600.22
	小計	56	48	16,448.91	28	9,264.71			76	25,713.62
その他分類不明										
総計		158	158	62,526.20	63	17,678.94			221	80,205.14

4 常設審議委員会の意見聴取

表 31 農地法第 4 条の規定による意見聴取事案

区分	件数 (件)	農地				合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
11月	1	2	539.00	1	764.00	3	1,303.00
計	1	2	539.00	1	764.00	3	1,303.00

表 32 農地法第 4 条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)		
住宅用地	農家住宅							
	一般個人住宅							
	集団住宅その他							
	小計							
公的施設 用地	学校用地							
	公園・運動場用地							
	道水路・鉄道用地							
	官公・病院等公的施設							
	小計							
	鉱工業（工場）用地							
	植林							
商業サー ビス等用 地	店舗等施設							
	流通業務等施設							
	ゴルフ場							
	その他のレジャー施設							
	小計							
その他の 業務用地	農林漁業用施設							
	駐車場・資材置場	1	2	539.00	1	764.0	3	1,303.00
	土砂等採取用地							
	再エネ発電設備							
	その他							
	小計	1	2	539.00	1	764.00	3	1,303.00
	その他分類不明							
	総計	1	2	539.00	1	764.00	3	1,303.00

表 33 農地法第5条の規定による意見聴取事案

区分	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
		田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
5月	1	8	3,142.00					8	3,142.00
6月	2	5	7,576.00					5	7,576.00
7月	1	1	3,038.00					1	3,038.00
12月	1	5	8,186.00					5	8,186.00
計	5	19	21,942.00					19	21,942.00

表 34 農地法第5条の規定による意見聴取事案の用途別転用の状況

用途	施設概要	件数 (件)	農地				採草放牧地		合計	
			田		畑		筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)
			筆数 (筆)	面積 (㎡)	筆数 (筆)	面積 (㎡)				
住宅用地	農家住宅									
	一般個人住宅									
	集団住宅その他									
	小計									
公的施設用地	学校用地									
	公園・運動場用地									
	道水路・鉄道用地									
	官公・病院等公的施設									
	小計									
	鉱工業（工場）用地									
	植林									
商業サービス等用地	店舗等施設									
	流通業務等施設									
	ゴルフ場									
	その他のレジャー施設									
	小計									
その他の業務用地	農林漁業用施設									
	駐車場・資材置場	2	9	6,180.00				9	6,180.00	
	土砂等採取用地									
	再エネ発電設備	3	10	15,762.00				10	15,762.00	
	その他									
	小計	5	19	21,942.00				19	21,942.00	
	その他分類不明									
	総計	5	19	21,942.00				19	21,942.00	

5 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況

表 35 農業委員の活動

大項目	中項目	小項目		
1 法令による農業委員会の権限事項	① 総会、研修会等の出席		1	
	② 事前相談、現地確認等			
	③ 紛争の調停・仲介			
	④ 農業情報収集・提供			
	⑤ その他		5	
2 担い手への農地の集積・集約化	① 出し手・受け手の意向把握			
	② 話し合い活動への参加	ア コーディネーター（座長等）		
		イ 農地地図を持参		
		ウ 農地情報の提供		
		エ 参加の呼びかけ・準備等	10	
		オ その他		
	③ 関係機関との打ち合わせ			
	④ 総会に出席し意見陳述（推進委員のみ）			
	⑤ その他	ア あっせん予定農地の案内		
		イ 書類等の作成支援	15	
ウ その他				
3 遊休農地の発生防止・解消	① 現地確認	ア 利用状況調査		
		イ 利用状況調査以外の現地確認		
	② 利用意向調査（把握結果）	ア 自ら耕作		
		イ 農地バンクに貸付・売却希望	20	
		ウ 農地バンク以外に貸付・売却希望		
	③ 不明所有者等を探索	ア 登記状況の確認		
		イ 現地等での聞き込み		
		ウ 判明した権利者の同意取得		
	④ 遊休農地の解消活動	ア 所有者への営農再開意向確認	25	
		イ 受け手への農地の仲介・あっせん		
		ウ 農地バンクへの情報提供		
		エ 委員自ら解消作業		
		オ 基盤整備の実施に向けた活動		
	⑤ その他		30	
	4 新規参入の促進活動	① 希望者の相談対応		
		② 新規参入者のフォローアップ		
③ 相談会への参加				
④ 参入希望者に対する講習・意見交換				
⑤ その他		35		
5 法人化その他農業経営の合理化・農業一般に関する調査及び情報の提供	① 経営の合理化の推進			
	② 農業者年金の普及推進			
	③ 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進			
	④ その他			
6 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する意見の提出			40	
合計				

(単位 延べ日数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	24	14	14	30	20	11	31	15	14	16	17	22	228
	17	5	14	10	20	13	14	25	17	21	14	13	183
		1	1		5		2				1	1	11
	1						1	1					3
5	4	3	2	2	5	3	7	4	2	1	7	7	47
	1	1	6	2	4	1	2	3	8	1		2	31
	1												1
10		2					1	1		2	1		7
											2		2
			1				3				1	2	7
												1	1
15													
				2						2			4
				3	13	2	5	4	1			1	29
	30	35	50	34	28	49	50	69	58	57	43	63	566
			1						1		1	1	4
20		1								1			2
									1			1	2
25			2			2		1					5
	1		2		1		2	2		1	1	1	11
			1		2								3
	1	1	1	2				1	3	4	4	2	19
									2	1			3
30	2	6		4	3			1	1		4	2	23
			1	1				1	1		1		5
			1										1
					1						1		2
35		1					1					1	3
							1				6	3	10
									1				1
	1			1			1	2	1	1	4	2	13
40								1					1
	83	70	97	91	102	81	121	131	111	108	108	125	1,228

(注) 農業委員から提出された農業委員会活動記録簿を集計したものである。

表 36 農地利用最適化推進委員の活動

大項目	中項目	小項目	
1 法令による農業委員会の権限事項	① 総会、研修会等の出席		1
	② 事前相談、現地確認等		
	③ 紛争の調停・仲介		
	④ 農業情報収集・提供		
	⑤ その他		5
2 担い手への農地の集積・集約化	① 出し手・受け手の意向把握	ア コーディネーター（座長等）	
		イ 農地地図を持参	
		ウ 農地情報の提供	
		エ 参加の呼びかけ・準備等	10
		オ その他	
	② 話し合い活動への参加		
	③ 関係機関との打ち合わせ		
	④ 総会に出席し意見陳述（推進委員のみ）		
	⑤ その他	ア あっせん予定農地の案内	
		イ 書類等の作成支援	15
ウ その他			
3 遊休農地の発生防止・解消	① 現地確認	ア 利用状況調査	
		イ 利用状況調査以外の現地確認	
	② 利用意向調査（把握結果）	ア 自ら耕作	
		イ 農地バンクに貸付・売却希望	20
		ウ 農地バンク以外に貸付・売却希望	
	③ 不明所有者等を探索	ア 登記状況の確認	
		イ 現地等での聞き込み	
		ウ 判明した権利者の同意取得	
	④ 遊休農地の解消活動	ア 所有者への営農再開意向確認	25
		イ 受け手への農地の仲介・あっせん	
		ウ 農地バンクへの情報提供	
		エ 委員自ら解消作業	
	オ 基盤整備の実施に向けた活動		
	⑤ その他		30
	4 新規参入の促進活動	① 希望者の相談対応	
② 新規参入者のフォローアップ			
③ 相談会への参加			
④ 参入希望者に対する講習・意見交換			
⑤ その他			35
5 法人化その他農業経営の合理化・農業一般に関する調査及び情報の提供	① 経営の合理化の推進		
	② 農業者年金の普及推進		
	③ 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進		
	④ その他		
6 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する意見の提出			40
合計			

(単位 延べ日数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	28		2	17	19	1	23			3	2	25	120
	20	16	16	11	15	14	15	16	18	23	14	15	193
	1	1	4	1			1		1				9
5		2		1		3	2	4	4	2	3	10	31
	15	11		2	1	1	6	28	33	4	17		118
10	1						1						2
											1		1
	1	1	1				1	1		2			7
									1				1
15	2										5		7
			1		1			3		1	2		8
	5	1	7	107	235	61	20	16	12	5	13	8	490
	82	160	178	101	44	102	143	167	153	188	140	166	1,624
	3	4	10		1	11	11	8	7	3	7	8	73
20	2			2									4
	1	1	1						1		2	1	7
			1						1				2
	2												2
25	3	3	4	4	2	4	4	9	1	3	2	3	42
	1	2	2	3	4	1	9	80	66	25	10	9	212
									1				1
	1	4	1	2				7	4		2		21
							1						1
30	8	2	6	4	3	8	1	7	3	6	3	7	58
				2								1	3
			1			1	1		1				4
35	2						1	1				1	5
				1									1
	2					1							3
	1									1			2
40													
	181	208	235	258	325	208	240	347	307	266	223	254	3,052

(注) 推進委員から提出された農業委員会活動記録簿を集計したものである。